

# 専用水道布設工事及び簡易給水水道布設工事の適合確認に関する 審査基準の一部改正について（概要）

## 1 改正の趣旨

横浜市では、水道法第 32 条に基づく市長が行う専用水道布設工事の適合確認及び横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第 5 条に基づく市長が行う簡易給水水道布設工事の適合確認については、行政手続法及び横浜市行政手続条例の規定に基づき、審査基準を定めています。

このたび、「専用水道布設工事の適合確認に関する審査基準」及び「簡易給水水道布設工事の適合確認に関する審査基準」で規定されているろ材、膜モジュールを使用したろ過設備を設置する場合の構造について、現状を踏まえて審査基準の一部改正を予定しています。

## 2 主な改正内容

膜モジュールを使用したろ過設備を設置する場合の構造について、逆洗浄以外の洗浄方法を選択できるように基準を改正します。

また、一部文言の修正を行います。

専用水道布設工事の適合確認に関する審査基準

簡易給水水道布設工事の適合確認に関する審査基準

現行	改正案
5 (4) 原水槽（原水を貯留する水槽。以下同じ。）、浄水槽、配水池及び給水タンク（建築物に設けられたものは除く。）は、 <u>建築基準法施行令第 129 条の 2</u> 及び建設省告示第 1597 号に適合していること。	5 (4) 原水槽（原水を貯留する水槽。以下同じ。）、浄水槽、配水池及び給水タンク（建築物に設けられたものは除く。）は、 <u>建築基準法施行令第 129 条の 2 の 5</u> 及び建設省告示第 1597 号に適合していること。
5 (17) ろ材、膜モジュールを使用したろ過設備を設置する場合は、逆洗浄が可能な構造であり、かつ逆洗浄排水等の洗浄排水を間接的に公共下水に排出する構造であること。	5 (17) ろ材、膜モジュールを使用したろ過設備を設置する場合は、逆洗浄が可能な構造であり、かつ逆洗浄排水等の洗浄排水を間接的に公共下水に排出する構造であること。 <u>ただし、膜モジュールにおいて、逆洗浄と同等以上の洗浄が可能で衛生上支障のない場合はこの限りでない。</u>

## 3 施行予定

令和元年 10 月（予定）

## 4 その他

本改正案は確定したものではありません。意見公募等の結果により修正や見直しを行う場合があります。